

# 平成28年度「東京都環境審議会」第3回水質土壌部会

## 速 記 録

平成29年2月3日（金）

都庁第二本庁舎31階特別会議室24

(午後1時54分開会)

○藤本環境政策課長 それでは、時間が少し早いですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから第3回「水質土壌部会」を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、本日の委員の方々の出席についてお知らせをします。

本部会の構成員5名でございますが、皆さん御出席ということで、審議会規則に定める定足数を満たしているということを御報告させていただきます。

続きまして、配付資料の確認でございます。

会議次第、座席表、資料1～4、参考資料1～8を机の上に置かせていただいております。念のため、御確認をいただきまして、万一、過不足がございましたら会議中でも結構ですので、お知らせいただければ至急お届けしたいと思います。

それでは、これからの進行につきましては、古米部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○古米水質土壌部会長 それでは、水質土壌部会を始めます。

本日の審議内容は、お手元の会議次第にありますように「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて」ということと、「第8次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について」という2つの答申案についての御議論です。この2つの諮問事項について、この部会で意見を取りまとめたいと思いますのでよろしく願います。

最初に、1番目の「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて（案）」について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○関水環境課長 水環境課長の関でございます。

それでは、次に予定をされております環境審議会で御説明する資料案を、本部会におきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料3-1でございますが、「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて」で制度の概要と、これまでの部会で御議論をいただきました作業の方針、それぞれの河川ごとの案の考え方をまとめたものをおつけしております。

お手元資料3-2でございますが、「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて（答申素案）」という形になってございます。ご覧いただきますと、まず目次がございまして、お開きいただいた1ページが総括表となっております。現状と指定後の水

域数の変動を表にしております。

2ページ目が各水域の見直しの案でございます。こちらは答申の素案という形になってございます。

さらにおめくりをいただきまして、3ページ目と4ページ目が水域類型の指定図でございますけれども、3ページが現状、4ページが指定後の改正後の図となっております。

資料3-3は、第2回水質土壌部会後の案をパブリックコメントを行っております。部会の指定案から変更する点というものはなかったため、答申の素案につきましては、前回、第2回水質土壌部会の資料と同じ内容になってございます。

パブリックコメントでございますけれども、平成28年11月30日から12月21日まで行いました。寄せられた御意見の内容につきまして、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、No1と振られているところですが、こちらは答申素案の一覧で言いますとNo48ですが、柳瀬川についての御意見でございます。

柳瀬川につきまして、埼玉県が既にC類型であるからC類型に見直すようだけれども、水質調査の結果からするとA類型相当なのではないかという御意見でございます。それに対しましての見解でございますけれども、都の過去直近5年間の水質調査結果ではA類型相当とはならず悪い年もございましたので、水質の状況はそのような結果であると。それに対しまして、水産3級ということで利用目的がC類型相当でございますので、今回の指定案が妥当という見解を書かせていただいております。ただ、今後とも定期的に水質調査を行ってまいりますので、引き続き適切な対応を図ってきたいということでございます。

2つ目は、答申の素案の一覧で言いますとNo49でございますが、空堀川について、E類型からの引き上げはよい効果を生むといった内容で、感謝しているという御意見ございました。

資料3-3の裏面にお移りいただきまして、3点目の御意見でございますけれども、同じ空堀川につきまして、今回E類型からA類型への変更ということでございますが、それはちょっと違和感があるというものでございます。環境基準点の梅坂橋は湧き水があるため上流地点よりも水質がよく、上流の地点と水質という部分で連続性があるのかどうかということについての御疑問のようでございます。

今、環境基準点がというお話をいたしました、資料の右下のところに通し番号を振らせていただいておりますが、資料3-3の今ご覧いただいております20ページの隣、21ページに各河川の環境基準点を図示させていただいております。今ご覧いただいております御意見のところの空堀川は、埼玉県との県境にほど近いところで中央あたりにございます。柳瀬川との

合流地点に近いところに環境基準点が置かれているという状況でございます。

また、柳瀬川とあわせて考慮することが望ましいという御意見でございましたけれども、それに対しまして都の見解といたしましては、環境基準点は通常、今ご覧いただきましたとおり河川の最下流部に設けてございます。これは上流からの影響を総合的に勘案するという考え方に基づいているわけでございますが、そのような考え方に基づいているということと、それから利用目的が異なれば水域を分ける、それぞれに基準点を設けるという考え方があるわけでございますけれども、空堀川はこの利用目的の部分で水域を分ける要素というものがございませぬので、最下流部のところに環境基準点を定めて水質監視を行うことが合理的と考えております。降水時であれば上下流の連続性があるのではというお考えで御意見を述べられているようではございますけれども、晴天時のデータで水質の判断をするということが国の通知の考え方でございまして、それに基づいてデータをとっているということでございます。

また、柳瀬川の類型とあわせてという御意見につきましては、空堀川と柳瀬川は水源がそれぞれ異なりますので、個別に検討する必要があると考えてございます。

ここまでのところが、こちらのタイプの指定の案に関しての直接の御意見でございます。

下のところにお移りをいただきまして、こちらの案以外の御意見ですけれども、1点目が柳瀬川の測定点をふやすべきではないかという御意見でございました。この点に関しましては、空堀川と同様に、柳瀬川は利用目的で水域を分ける要素というものが特段ございませぬで、環境基準点において水質監視を行っていくのが妥当と考えております。

2点目が、空堀川の水量をふやしてもらいたいという御意見でございますけれども、このことにつきましては、参考意見ということで承りたいと考えております。

資料としてはおつけしておりませぬけれども、パブリックコメントと並行いたしまして、区市町村も含めて関係機関へ意見照会を行ってございます。

主な御意見といたしましては、実際にはBODの値ほど水質改善が進んでいないのではないかといった御意見、それからBOD以外の項目の基準超過、例えば大腸菌群数であるとか溶存酸素であるとか、そういったところの基準超過が懸念されるといったお声がございました。この点につきましては、前回の第2回の部会で整理をさせていただきましたように、BOD以外の項目を判断の要素に用いなかったというそれぞれの理由がございませぬので、この点を今後とも丁寧に説明していくことが重要であると考えております。

この制度は、先ほど申しましたように晴天時の安定した水質のデータというものを前提と

しておりますので、その判断に基づいて類型がよくなったということによしとするのではなくて、個々の河川に特有の課題、例えば雨天時に水質が悪化するという水域もございます。そういったことからそれらについては、これまで継続をしてきているような取り組みを引き続き行う、さらには取り組みを進めていくことが必要であると考えてございます。

雑駁でございますが、事務局からの説明は以上でございます。

○古米水質土壌部会長 御説明、どうもありがとうございました。

今、資料3-1、3-2、3-3の3つの資料で御説明いただきましたけれども、何か御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○小河原委員 意見ではないのですけれども、基本的にB類型以下が全体的に改善されているというのはすごくいいことだと思っています。そして、先ほどもおっしゃいましたけれども、空堀川を環境学習の場として使っていらっしゃるというのは、こういう御意見が出てくるのは非常にうれしいことだと思いますので、今後とも全体として、もっと向上するようにみんなで努力していくべきだと思っています。

○関水環境課長 ありがとうございます。

○古米水質土壌部会長 ほかにいかがでしょうか。

まず私のほうから、パブリックコメントをされたのですけれども、そのときの資料というのはどんな形で出ていたのでしょうか。

○関水環境課長 今、ご覧いただいております答申の素案に当たるものと、あわせて、今、簡単にちょっと触れさせていただきましたが、お手元の資料3-1に当たるものを説明用の資料ということで、こちらの制度の概要ですとか、それぞれの河川についてのデータも含めた視点の考え方、こちらのほうを添付させていただいて意見を募集したということでございます。

○古米水質土壌部会長 資料の3-1と3-2が公開されて、御意見をいただいたということですね。

○関水環境課長 そうです。

○古米水質土壌部会長 この河川の絵だとか色が変わっているというのも皆さん見られているし、どうして変えたのかという説明も概略が書いてありますので、その考え方等も見方は理解されたということですね。

○関水環境課長 さようでございます。

○古米水質土壌部会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに特に御意見もないですので、「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定案」を部会のほうから環境審議会に報告するというようにさせていただきたいと思います。

それでは、議事の2番目に入りたいと思います。

「第8次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について」という内容でございます。審議すべき事項について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○関水環境課長 続きます。水質総量削減計画の策定、総量規制基準の設定について御説明をいたします。

お手元配付の資料でございますけれども、この後、審議会でご説明をさせていただく資料案ということで、まず資料4-1でございますが、こちらは総量削減制度の概要、今回の計画案、基準案のポイントについて、ごく簡単にまとめさせていただいたものでございます。

お手元の資料4-2が総量削減計画の答申素案になってございます。

資料4-3が総量規制基準の答申素案でございます。

資料4-4がパブリックコメントの意見募集結果についての概要をまとめたものでございます。こちらの計画案につきましては、前回の部会で委員の皆様方からいただきました御意見を踏まえまして、計画案を修正し、その後、委員の皆様にご確認をいただきました上で、パブリックコメントの募集をしたものでございます。

パブリックコメントの意見の概要につきまして御説明をさせていただきます。資料4-4をご覧ください。

総量削減計画案に対しまして、2件の御意見をいただきました。

いただきました御意見の1件目は、浄化槽の設置に関する計画案に対する御意見でございます。その他、日本語の表現と申しますか、表現の統一性に関しての御意見等もいただいておりますので、それをまとめて1件ということでカウントさせていただいております。

1点目の御意見でございますけれども、答申素案のページ数で言いますと4ページにございますが、この「(ア) 浄化槽の整備等」のところでございます。浄化槽の適正な設置、保守点検、清掃及び定期点検の徹底を図ると記載をしておりますけれども、浄化槽に対しての補助金の制度があるわけなのですが、補助金の金額などが見直されていない中で徹底を図れるのかといった御意見がございまして、「徹底」という用語は改めるべきではないかという御意見でございました。

この点に関しましては、浄化槽の適切な管理というものは、浄化槽法という法律によりまして浄化槽の管理者に課せられた義務でございます。従いまして、補助金がどうということ

ではなくて、浄化槽の適正な維持管理を徹底していくことを考え方としてしっかり示していかなければいけないということで、この文言にさせていただいておりますので、そのようなことから原案のとおり表現とすることが妥当であると考えてございます。

2点目につきましては、使用する用語に関するものでございます。こちらにつきましては何点か御指摘をいただいているところでございますけれども、用語の統一が図られていないような箇所も実際にごさしましたので、その点を修正し、答申素案のほうに反映をさせていただいているということでございます。これは後ほど、それぞれの箇所について御説明をさせていただきます。

お手元に参考資料7というものを配付させていただいておりますが、こちらは前回、第2回の水質土壌部会で御提示をさせていただきました案を右側に、部会の中で頂戴いたしました御意見、パブリックコメントを踏まえた修正を行ったもの、すなわち答申素案の文言でございますが、そちらを左側に対比させた表となっております。こちらの資料で修正点を御説明いたします。

まず、若干訂正ということなのですが、5ページ目の「高度処理等導入目標」のところでございますけれども、こちらにつきまして平成31年度の処理の導入目標の数値でございますが、前回409ということでお示しをしておりましたが、端数処理の関係等もありまして、正確な数値ということで410という形に訂正をさせていただきたいと思っております。それとあわせて、若干表現の正確性を期して文言整理を行っている箇所が4ページ目から5ページ目にかけてございます。

前回の部会でいただきました御意見を踏まえまして、パブリックコメントにかけるまえに修正をさせていただいた箇所につきまして御説明をいたします。

参考資料7の8ページ、「普及及び啓発等」の箇所でございますけれども、こちらにつきまして各流域の自治体と連携したイベントですとか、そういった形で普及啓発の方法をより具体的に記載をしたという点と、9ページ目のところで、国の基本方針に示された表現により忠実な表現ということで若干加筆をした箇所がございます。「底質汚泥の除去等」のところでございます。

最後のところに、10ページ目「その他」ということで大まかなくくりにしておりましたところで、排水量をそもそも削減をしていくということの重要性から、「その他」としておりました箇所を9ページ目に新たに項番を立てまして「(2)排水等の削減の推進」ということで、使用される水を減らしていくという項目を立てて、より詳しく記載をいたしております。

こういった修正を行った上で、パブリックコメントに付したところでございますが、先ほど申しました用語の使い方が整理をされていないのではないかとこのところ、今回、若干表現を改めた箇所がございます。

例えば、お手元のページ数で言いますと、7ページ目から8ページ目にかけて何カ所か出てまいりますけれども、「削減」と「低減」といった言葉の使い方でちょっと混在しているところがございます。汚濁負荷の場合は「削減」ということで国のほうも表現を統一してございましたので、今回、そこが混在をしているところを「削減」といった形で改めるという修正、文言整理を何カ所か行ってございます。

主な修正点といたしましては以上でございます。

今、計画案の修正点について御説明をいたしました但、総量規制基準につきましては、前回の部会で御説明をした時点から変更点等はございません。

若干、今後のスケジュールについて補足をさせていただきたいと思ひます。資料4-1の裏面をご覧くださいませうでしょうか。

最後に「スケジュール」ということでまとめておりますけれども、前回の部会の後、環境省から今後のスケジュールに関しての連絡が若干ございました。それを踏まえまして改めて整理をいたしました。本日、2月3日でございますが、答申をいただきましたということになれば、その後、2月～3月、年度内におおむね区市町村長への意見照会をかけさせていただいて、年度内に環境大臣のほうに協議をしてほしいという依頼が来ておるところでございます。それを踏まえまして、おおむね6月ごろまでには総量削減計画の公告、総量規制基準の告示を行っていくということで考えてございます。なお、総量規制基準につきましては、告示から一定の周知期間が必要になりますため、今年の秋頃からの適用を予定してございます。

以上、雑駁でございますが、御説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく御願ひいたします。

○古米水質土壤部会長 どうも御説明ありがとうございました。

今、総量規制の削減計画や規制基準の答申素案ということで、この後の総会のほうに持ち上げる内容でございます。前回の部会の御意見を受けて、中身の文章の精査とその他の部分が具体的に項目立てして入ってきたというところが変わって、それを受けてパブリックコメントをしていただいたということでございます。

御質問、あるいは御意見があればお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。



確認ですけれども、基本的に東京湾にかかわる自治体に対して削減目標が設定されて、それぞれ東京都は東京都、千葉県は千葉県、神奈川県は神奈川県でそれぞれ関係都県が計画策定や基準設定やっているのですけれども、こういった議論をするときに周辺の他の自治体と情報交換ということはされているのですか。

○関水環境課長 そこは適宜行っておりますけれども、なかなか先方のほうも立ち入ったところまで情報をくれないようなところも若干ございます。

○古米水質土壌部会長 どういったところで立ち入った情報をくれないのですか。欲しいのにくれないのか、つまらない情報は所詮要らないのですけれども、こういう情報があるとよりよくなるのだけれども、なかなか入手が難しいというのはどういうところですか。

○関水環境課長 今、このような形で、審議会で審議を各県とも行っていると聞いているのですけれども、東京都の場合は部会審議も含めて全てフルオープンでやっているのですが、公開しないでやっているところも一部あると聞いております。

○古米水質土壌部会長 そういうことですね。ぜひ公開して審議していただくといいですね。やはり一つの県ではなくて、東京湾に関わる自治体全体で整合性をもって行うことが重要で、今回、東京都の計画では合流式の下水道に関する記載も大分ふえましたし、排水等の対策のところも文章をしっかりと書いて追加されました。そういったことが議論されているというのが周辺の県にも伝わって、参考にさせていただく。言いかえると別の県で、ここで議論しているよりもっといいアイデアがあるのであれば、可能な範囲内でそれを取り込むということは、お互いに切磋琢磨とは言いませんけれども、協調した形で推進するということができるのかなと思ってお聞きしました。

○関水環境課長 ありがとうございます。

○志村自然環境部長 今の話はそれぞれの審議の現在の状況ということを考えてのことだと思いますが、当然、計画としてでき上がった上ではそれぞれのところがオープンになる。全体としてお互い取り組むことで、東京湾全体の水質の計画を達成していくということになるかと思っておりますので、当然そこではお互いの意見交換を密にして、改善すべきところは改善できるような形の取組ができるよう努めていきたいと思っております。

○古米水質土壌部会長 分かりました。ほかにいかがでしょうか、よろしいですか。大分、予定よりも早うございますけれども、特に。

どうぞ。

○小河原委員 1つだけ質問なのですけれども、最初に御説明いただいた資料4-4の御意見の1

つ目で徹底を図ることはできるのかと。「徹底を図る」というか、修正案では「図る」と書いてあって、都の見解としては「徹底して行うことを示したものです」と。資料4-2では、結局「徹底する」となったわけでしょう。

○関水環境課長 はい。

○小河原委員 そういう理解ですね。都の見解として、ここは「徹底する」と直しますとは書いていらっしゃるだけということですね。

○関水環境課長 もともとの表現は変えないという趣旨で、説明を加えているということでございます。

○小河原委員 なるほどね、分かりました。

○古米水質土壌部会長 ほかに、確認あるいは御質問を含めて何かあれば、よろしいでしょうか。

もし、ほかにないようでしたら「第8次総量削減計画案」及び、この資料に基づきますけれども「総量規制基準案」を、本部会から環境審議会のほうに報告することにさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。

これで2件の部会の取りまとめができましたので、この後開催される環境審議会で部会の報告として行いたいと思いますが、せっかくの機会ですので何か御意見があれば。特にこのこと以外にも水質土壌部会全体の件でも結構ですし、2020年の東京オリンピック、新しくできた環境基本計画、あるいはパリ協定も決まったなどいろいろありますけれども、そんな中で東京都さんに水質土壌関連でこんなことを取り組んでもらうといいなというのがあれば。

土壌・地下水関連というと、余りここでは議論する内容ではないのですが、若干もめている豊洲の件がございます。移転においてしっかりモニタリングをするということはとても大事だということが分かったので、ああいった事例を参考にしながら、水域見直しに関してもモニタリングをしっかりと進めていただくといいかなと思います。水域見直しに関しては、5年、10年同じような水質データが出ていてよければ次々見直していくということですので、しっかりとモニタリングができていないと見直しができないし、そのデータを皆さんで共有していただくとよいかなと思います。今回のパブリックコメントで、住民の方々から「ありがとうございます」というコメントがあったり、「上流のほうはもっときれいだから、もっと類型が上ではないといけない」という、要は行政と住民がコミュニケーションができることになると思うので、ぜひ継続してモニタリングをして、それを積極的にオープンにしていっていただくことはとても大事かなと思います。引き続き環境に関してセンシティブな東京都

であってほしいなと思います。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了となりますので、これ以降は事務局のほうにお返ししたいと思います。

どうぞ。

○寺浦委員 結局多分、今問題なのは調査の仕方が適切なのかというところがあると思いますので、この水質調査をされるに当たっても、調査の方法が適切なのかといった点について再度御検討いただく。それはみずから行うのか、それとも第三者の事業者にやってもらうのかというところはあるとは思いますが、その選定等に当たっても適正な選定が行われているのか、適切な基準でやっているのかというところを再度確認いただくと。そういうプロセスを踏むことによって、都民の皆さんの御理解が得られるのかなと思いますので、その点はよろしくお返ししたいと思います。

以上です。

○古米水質土壌部会長 よろしいですか。

事務局のほうにお返ししたいと思います。

○藤本環境政策課長 長期にわたりまして御審議いただきまして、本当にありがとうございました。

最後に、自然環境部長の志村のほうから一言御挨拶を申し上げます。

○志村自然環境部長 自然環境部長の志村でございます。一言御挨拶させていただきます。

昨年4月から本日まで水質土壌部会を計3回開催させていただきました。この間、古米部会長を初め、委員の皆様方にはお忙しいところ、お時間をいただきまして貴重な御意見、御提言をいただきました。ここに厚く御礼を申し上げます。

ただいま部会において御了承いただきました、水質環境基準の類型指定の見直し案、第8次総量削減計画案、総量規制基準案につきましては、この後3時から開催予定の環境審議会総会におきまして、御報告、御審議をいただき、その上で答申をいただければと考えてございます。

今後とも、都内河川及び東京湾における水質改善の取り組みを進め、今回決めました河川の新たな水域類型に係る水質環境基準、東京湾における総量削減計画で定める削減目標が達成できるよう、国、先ほども御議論がございました関係自治体、東京都の中の関係局、これらと緊密に連携しまして東京の水質改善に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、今後とも都の環境政策に対する御指導、御鞭撻のほどよ

ろしくお願い申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

○藤本環境政策課長 それでは、少し早くて時間があいてしまって大変恐縮なのですが、3時からこちらの正面の会議室で総会を行いたいと思います。

これもちまして、本日の部会を終了いたします。本当にありがとうございました。

(午後2時28分閉会)